

P47 18～28行目

(誤)

また、過大支払利子税制は、法人の所得金額に比して過大な支払利子を関連者間で支払うことによる租税回避行為を防止するための制度であり、平成24年度の税制改正において、租税特別措置法により導入された。

例えば、企業グループ内のような関連者間においては、借入れを比較的容易に設定できるため、過大な支払利息を通じて税負担を人為的に減らすことが可能である。過大支払利子税制は、このような関連者間の租税回避行為に対処するため、法人の関連者純支払利子等の額が調整所得金額の20%相当額を超える場合には、その越える部分の金額は法人税の課税所得の計算上、経費として控除することができないものとする制度である。なお、「関連者純支払利子等の額」とは、関連者等への支払利子等の額の合計額からこれに対応する受取利子等の額を控除した残額であり、「調整所得金額」とは、当該事業年度の所得の金額に関連者純支払利子等の額、減価償却費の額及び受取配当等の益金不算入額等を加算する等の調整を行った金額である。

(正)

また、過大な支払利子を利用した所得移転を防止する措置が十分でなかったことから、所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことによる租税回避行為を防止するために、一定割合を超えた関連者等への支払利子等を法人税の課税所得の計算上、経費として控除することができないものとする制度として「過大支払利子税制」が平成24年度の税制改正において導入された。さらに第三者からの借入れによる場合でも、税率の高い国から低い国へ税源流出が生じる可能性があることから、令和元年度の税制改正により、それまでの支払利子等の範囲について、第三者への支払利子等も含める等の見直しが行われた。経費として控除できない金額とは、この制度の対象となる対象純支払利子等の額が、その事業年度の所得金額に、対象純支払利子等の額、減価償却費の額等を加算して調整を行った調整所得金額の20%相当額を超える金額である。